

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本製鉄株式会社			コード	5401
提出日	2022/5/16		異動（予定）日	2022/6/23	
独立役員届出書の提出理由	本年6月23日に開催予定の第98回定期株主総会において社外取締役の選任議案が付議されるにあたり、再任の候補者を引き続き独立役員として指定し、新任の候補者を新たに独立役員として指定するため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	富田 哲郎	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	浦野 邦子	社外取締役	○										△				新任	有
3	東 誠一郎	社外取締役	○											○				有
4	吉川 洋	社外取締役	○											△				有
5	木寺 昌人	社外取締役	○												○			有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏は、当社と鋼材取引等の関係がある東日本旅客鉄道株式会社の非業務執行者です。なお、当社の連結売上収益に占める同社との取引額は1%未満であり、同社は当社の特定関係事業者ではありません。	【社外取締役に選任している理由】 同氏は、企業経営者としての高い識見や豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。 【独立役員として指定している理由】 同氏は、当社と鋼材取引等の関係がある東日本旅客鉄道株式会社の非業務執行者です。なお、当社の連結売上収益に占める同社との取引額は1%未満であり、同社は当社の特定関係事業者ではありません。同氏は、各上場金融商品取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	同氏は、2021年3月まで、当社と鋼材取引等の関係がある株式会社 小松製作所の業務執行者を務めておりましたが、現在は同社の非業務執行者です。なお、当社の連結売上収益に占める同社との取引額は1%未満であり、同社は当社の特定関係事業者ではありません。	【社外取締役に選任する理由】 同氏は、企業経営者としての高い識見や豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。 【独立役員として指定する理由】 同氏は、2021年3月まで、当社と鋼材取引等の関係がある株式会社 小松製作所の業務執行者を務めておりましたが、現在は同社の非業務執行者です。なお、当社の連結売上収益に占める同社との取引額は1%未満であり、同社は当社の特定関係事業者ではありません。同氏は、各上場金融商品取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当ありません。	【社外取締役として選任している理由】 同氏は、企業会計に精通している公認会計士としての高い識見や豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。 【独立役員として指定している理由】 同氏は、各上場金融商品取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも抵触せず、当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	同氏は、2016年3月まで、当社が寄付を行っている東京大学の業務執行者を務めておりましたが、現在は同大学の非業務執行者です。また、同大学は当社の特定関係事業者ではありません。なお、当社は同大学大学院工学系研究科の寄付講座に対し年間2,700万円の寄付を行っております。	【社外取締役として選任している理由】 同氏は、大学教授として培われた高い識見や立正大学長及び東京大学大学院経済学研究科長・経済学部長としての豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。 【独立役員として指定している理由】 同氏は、2016年3月まで、当社が寄付を行っている東京大学の業務執行者を務めておりましたが、現在は同大学の非業務執行者です。また、同大学は当社の特定関係事業者ではありません。なお、当社は同大学大学院工学系研究科の寄付講座に対し年間2,700万円の寄付を行っております。同氏は、各上場金融商品取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	該当ありません。	【社外取締役に選任している理由】 同氏は、外務省において培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い識見や特命全権大使その他の要職を歴任した豊富な経験等を有していることから、適任であると判断しております。 【独立役員として指定している理由】 同氏は、各上場金融商品取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも抵触せず、当社と同氏との間には、特段の利害関係はありません。以上から、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

## 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
---

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者は各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。